

令和 8 年第 7 回
曾於市農業委員會總會議事錄

令和 8 年 7 月 17 日
曾於市農業委員會

第 7 回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和 8 年 7 月 17 日（金） 午前 9 時 00 分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番		9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	〇〇〇〇〇
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	〇〇〇〇〇
19 番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員 8 番 〇〇〇〇〇

5 議事録署名委員 4 番 〇〇〇〇〇、5 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長兼農地係長	〇〇〇〇〇
	総務係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
	農地係	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日 令和 8 年 7 月 17 日（金） 午前 10 時 15 分

令和8年第7回曾於市農業委員会総会日程

令和8年7月17日（金）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第46号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第47号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について

議案第48号 農地法第4条による許可申請について

議案第49号 農地法第5条による許可申請について

議案第50号 非農地証明願について

議案第51号 農用地等のあっせんについて

議案第52号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和8年10月1日始期分）

(2) 報告

報告第7号 合意解約等の報告

4 その他

令和8年第7回曾於市農業委員会総会

令和8年7月17日（金） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。6月、7月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。本日は、○○○○○委員から欠席届が提出されております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和8年第7回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。4番○○○○○委員、5番○○○○○委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第46号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○1番委員（○○○○○）

末吉94号について、7月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は姉弟です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○4番委員（○○○○○）

末吉95号について、7月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は知人です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○10番委員（○○○○○）

末吉96号について、7月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は知人です。渡人が耕作も管理も高齢でできないので、もらってくれと言われ今回の申請に至っています。ここ2、3年、所有者から頼まれて管理的に耕作をしていた経緯があるそうです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉97号について、7月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○9番委員（○○○○○）

末吉98号について、7月11日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には季節野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○14番委員（○○○○○）

大隅99号について、7月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○11番委員（○○○○○）

大隅100号について、7月5日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、

農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の経営面積は921㎡ですが、実際は1町以上耕作しております。申請地はこれまで、許可を得ずに相対で10年以上、受人が耕作してきており、今回渡人から買ってこれという事で購入となりました。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされていて、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○16番委員（○○○○○）

大隅101号について、7月9日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷の苗床をされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、大隅102号について、7月9日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人は鹿児島市に居住しており、手入れが無理ということで、以前から受人が耕作されていました。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○19番委員（○○○○○）

大隅103号について、7月2日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、大隅104号について、7月2日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○6番委員（○○○○○）

大隅105号について、7月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は、おばと甥です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には梅、栗、桃を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○5番委員（○○○○○）

財部106号について、7月9日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○17番委員（○○○○○）

財部107号について、7月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。申請地はこれまで、許可を得ずに相対で受人が耕作しておりましたが、今回許可を得て取得するものです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、財部108号について、7月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただいまの報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（○○○○○）

末吉96号について伺います。タブレットで見たところ、自作地に調査中が1筆、借地に調査中と黄色が1筆、それぞれあるようですが確認されましたか。

○議長（○○○○○会長）

調査委員。

○議長（○○○○○会長）

では、事務局から。

○事務局（○○○○○）

代わりに、私の方から説明させていただきます。こちらの受人については、今おっしゃたように台帳で確認したところ、A判定とそれから自作地と借地の所で荒れている所があるんですけど、借地については、推進委員の方が入って解約の手続きを行っているところが1か所、もう1か所については、機械が入らない、その上に隣の山林から木が倒れてきて耕作ができないということを確認しております。

○5番委員（○○○○○）

自作地は。

○事務局（○○○○○）

自作地が、隣の山から木が倒れてきて、それと機械が入れないということで耕作ができないということです。

○5番委員（○○○○○）

全部木が倒れてきてるわけじゃないんでしょ。

○事務局（○○○○○）

全部ではないです。機械が入らないというのは聞いています。

○5番委員（○○○○○）

それと借地は。黄色と調査中が1筆ずつ。どっちが解約ですか。

○事務局（○○○○○）

深川が合意解約です。

○5番委員（○○○○○）

諏訪の黄色の方は。

○事務局（○○○○○次長兼農地係長）

申請時に台帳を確認したときは、そこは多分、耕作中だったんですけど、今データを見ると7月7日に農地パトロールのタブレットでの情報が入ってまして、その時に確かにA判定となっているようですので、ちょっとこちらで、そこをまだ確認できていないです。

○議長（○○○○○会長）

すみません。これ今、確認がまだできていないよう状態ですので、ここはまた1か月間遅らせて保留ということでどうでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

○5番委員（○○○○○）

それとですね、解約するということですが、解約するときは、借りたときはちゃんとしていたと思いますので、ちゃんとした状態で解約してほしいと思います。

○議長（○○○○○会長）

はい。分かりました。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第46号農地法第3条所有権移転による許可申請については、末吉96号を除いて、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は末吉96号を除いて、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

○推進委員 (○○○○○)

○推進委員 (○○○○○)

○5番委員 (○○○○○)

○推進委員 (○○○○○)

○議長（○○○○○会長）

(「なし」の声あり)

○議長（○○○○○会長）

議案第47号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第48号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉8号について、7月9日に私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いました。本件は、議案第47号農振変更申請の末吉17号と同時申請であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、牛舎、資材置場、ロール置場、通路、堆肥舎、車庫を整備しており農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅9号について、7月9日に私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いました。本件は、議案第47号農振変更申請の大隅18号と同時申請であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、資材置場、駐機場を整備しており農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

財部10号について、7月9日に私と〇〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、養原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が田、南が田、北が宅地です。目的実現の確実性は、一部転用済みですが、通帳の写しが添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、牛舎、堆肥舎、ロール置場、運動場を整備する面積が全体で978㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下、汚水はオガクズ処理するもので適当と思われます。被害防除については、緩衝地を設け建物の高さを3m程度に加減します。また、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、既に牛舎の一部が越境し運動場は整備済みあり、今回農地法の許可を得て新たに牛舎、堆肥舎、ロール置場を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただいまの報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第48号農地法第4条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第49号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉19号について、7月9日に私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、橋野十文字自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が道を挟んで畑です。目的実現の確実性は、残高証明書及び九電系統連系承諾書が添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、太陽

光発電設備を整備する面積が全体で995㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適当と思われます。被害防除については、現状のまま利用しますが、防護柵を設置し建物の高さを2m程度に加減します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、太陽光発電設備を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

大隅20号について、7月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、あけぼの自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地と畑、南が宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、残高証明書及び九電系統連系承諾書が添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、太陽光発電施設を整備する面積が全体で1,000㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等は、雨水のみで自然浸透するもので適当と思われます。被害防除については、現状のまま利用しますが、防護柵を設置し、建築物の高さを2m程度に加減します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、太陽光発電施設を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○6番委員（○○○○○）

大隅21号について、7月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、伊屋松自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道を挟んで畑、南が道路を挟んで宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、農業用倉庫を整備する面積が全体で1,412㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除については、現状のまま利用しますが、隣接する農地との間に法面があり、砂利敷も行い、緩衝地も設けます。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、既に農業用倉庫を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただいまの報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○18番委員（○○○○○）

大隅21号について、ちょっと伺います。申請人は農業を営む個人ですが、これは○○○○○さんですよね。○○○○○さんが倉庫を造ったわけですか。

○6番委員（○○○○○）

そういうことですね、はい。譲受人が○○○○○さんですね。

○18番委員（○○○○○）

畑だと分かってて、造ったわけですか。

○6番委員（○○○○○）

いえ、もう既に造ってらっしゃいました。

○18番委員（○○○○○）

この○○○○○さんが造ってたんですか。

○事務局（○○○○○次長兼農地係長）

すみません、経緯を説明させていただきます。今回、農地法第3条の101号で所有権移転が出てるんですけど、先月の申請で101号の土地と今回5条で転用申請が出てる土地が同時に3条申請が出ました。航空写真、グーグルマップ等で確認をして、その時は両方ともビニールハウスが建っていたので農地としての所有権移転で大丈夫だと思って申請を受け付け、担当委員の○○○○○さんに調査をお願いしたところ○○○○○さんが現地を見に行きましたら、もう既に補足説明資料の写真があるように立派な倉庫が建ってるけど、これ3条でいいのかという相談を受けまして、申請人の方にこれはもう違反転用になるので、奥の方はビニールハウスだったので3条で、手前の方は、もう農業用倉庫ですので5条で転用申請をしてくださいということで、今月新たに申請がきたものがあります。

○18番委員（○○○○○）

分かりました。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第49号農地法第5条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第50号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉16号について、7月9日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は柿木下一区自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地、西が保安林、南が宅地、北が山林です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺農地への影響については、申請地は宅地等に囲まれており、周辺に農地がないため問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和59年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。農家住宅、農業用倉庫として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○11番委員（○○○○○）

末吉17号について、7月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は三枝後自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑と宅地、南が畑、北が宅地と畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺農地への影響については、申請地の周囲は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、平成11年から平成16年にかけて建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。牛舎、堆肥舎、ロール置場として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとする意見の一致をみました。次に、末吉18号について、7月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は三枝後自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑と山林、西が宅地と山林、南が山林、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺農地への影響については、申請地の東側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、平成11年から平成15年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。牛舎、通路として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○6番委員（○○○○○）

大隅19号について、7月9日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は中森園自治会内の農地です。周囲の状況は、申請地全体から見て東が原野、西が宅地、南が田と宅地、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺農地への影響については、申請地の南側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。通路部分については昭和40年頃から、宅地の拡張部分は平成5年頃に車庫を整備したものであ

り、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。宅地拡張、通路として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただいまの報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第50号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第51号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉68は、私と、〇〇〇〇〇〇推進委員。末吉69は、4番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。末吉70から72までは、8番〇〇〇〇〇〇委員。末吉73及び74は、9番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。末吉75は、10番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。末吉76は、15番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。大隅77は、14番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。大隅78は、19番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。財部79は、5番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。財部80及び81は、6番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。財部82は、17番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員。財部83は、12番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員を指名します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○1番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉40は継続をお願いします。

○9番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉41、42も継続をお願いします。

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅45、46も継続をお願いします。

○14番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅47も継続をお願いします。

○17番委員（〇〇〇〇〇〇）

財部49、50も継続をお願いします。

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉51も継続をお願いします。

○9番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉53、54、55も継続をお願いします。

○10番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉56も継続をお願いします。

○13番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅57も継続をお願いします。

○19番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅58は成立です。

○6番委員（〇〇〇〇〇〇）

財部59は継続をお願いします。

○15番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉60も継続をお願いします。

○9番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉63も継続をお願いします。

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅64、65も継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部66も継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部67も継続をお願いします。

○議長（○○○○○会長）

大変御苦労様でした。継続については、引き続きよろしくをお願いいたします。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第52号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年10月1日始期分を議題といたします。

○議長（○○○○○会長）

事務局から説明をお願いします。

○事務局（○○○○○局長）

議案第52号の促進計画案について御説明いたします。議案書は、A3判の別冊資料として配布しております。まず、1ページから3ページまでは、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式による40件54筆であり、このうち議事参与の制限に該当するものは、8件11筆であります。4ページは、農地中間管理機構からの貸付けに係る受け手の変更であり、2件6筆であります。次に、5ページは所有権移転の一括方式による2件2筆であります。6ページは、令和8年10月1日始期分の集計表となっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（○○○○○会長）

本件については、議事参与制限に該当する農地中間管理権及び利用権設定の一括方式535から542までを除いて、審査して差し支えありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理権及び利用権設定と所有権移転について、質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第52号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年10月1日始期分は、議事参与制限に該当する8件を除いて、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は議事参与制限のため退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式535から537までについて、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第52号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年10月1日始期分の農地中間管理権及び利用権設定の一括方式535から537までについては、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、〇〇〇〇〇委員は議事参与制限のため退席願います。

（〇〇〇〇〇委員 退席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式538について、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

この〇〇〇〇〇さんという人は、先ほどの3条で出たのと同じだと思うんですが、貸し借りの分は大丈夫ですかね。

○事務局（〇〇〇〇〇次長兼農地係長）

3条の方は、〇〇〇〇〇にあります〇〇〇〇〇で、発足当初はバンク法での貸し借りが出されている〇〇〇〇〇さんが代表だったんですけど、現在はもうその代表から外れて個人で営農をされている方です。〇〇〇〇〇さんにつきましては、誓約書もいただいています。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員よろしいですか。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

別に問題はないということですね。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

問題はないそうです。よろしいですか。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

はい。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第52号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年10月1日始期分の農地中間管理権及び利用権設定の一括方式538は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

（〇〇〇〇〇委員 復席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、〇〇〇〇〇委員は議事参与制限のため退席願います。

（〇〇〇〇〇委員 退席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式539から542までについて、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第52号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年10月1日始期分の農地中間管理権及び利用権設定の一括方式539から542までについては、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

次に、報告第7号合意解約等の報告については、議案書の17ページから21ページまでを御覧ください。

○議長 (○○○○○会長)

その他で何かありませんか。

○16番委員 (○○○○○)

農地バンクへの要望等について

○議長 (○○○○○会長)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

次に、事務局から事務連絡をいたします。

○事務局 (○○○○○局長)

7月、8月の行事予定等について

○事務局 (○○○○○次長兼農地係長)

農地パトロール結果の提出、あっせんの対応等について

○事務局 (○○○○○総務係長)

タブレットの回収、活動日誌の提出等について

○議長 (○○○○○会長)

以上で、令和8年第7回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局 (○○○○○局長)

御起立願います。一同礼。御苦労様でした。

令和8年7月17日(金) 午前10時15分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員